

寝屋川市内部統制基本方針

市民福祉の増進を図ることを組織目標として、適正な事務執行を確保するため、内部統制の基本方針を定め、市民に信頼される行政運営の確立に取り組みます。

1 内部統制の目的と取組

- (1) 業務の有効性及び効率性の確保のため、最少の経費で最大の効果を上げるよう、組織としての的確に業務を遂行します。
- (2) 財務に関する事務の信頼性の確保のため、会計事務などの業務プロセスにおいてルールを適切に運用するとともに、予算・決算等による財務報告を適正に行います。
- (3) 業務に関わる法令等の遵守のため、職員一人一人が根拠法令等を理解し遵守して業務を遂行します。
- (4) 資産の保全のため、財産や現金などの資産の管理・活用・処分等について、方針やルールにのっとり、適正に行います。
- (5) 情報管理の徹底のため、個人情報を含めた業務執行に関する情報を適切に管理します。

2 内部統制の対象事務

市長の権限に属するすべての事務とします。

なお、内部統制の取組は、本市の行政委員会及び公営企業の権限に属する事務を含め一体的に推進します。

3 内部統制の推進体制

実効性のある内部統制の運用を図るため、全庁的な推進体制を整備します。

4 内部統制の情報提供及び見直し

内部統制に関する必要な情報提供を行い、適切に内部統制の見直しを行います。

令和4年7月1日

寝屋川市長

